

山形県知事 殿
南陽市長 殿

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Ｕターン促進枠】

令和 7 年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Ｕターン促進枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ふりがな	なんよう はなこ	性別	女性
氏名	南陽 花子	生年月日	1992年12月1日(31歳)
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△△△区□□□ 〇〇アパート101号室		
電話番号(携帯)	090-1111-2222	メールアドレス	nanyohanako@yamagata.jp
卒業高校等 (卒業中学校等)	山形県立南陽高等学校 卒業 ※県外高校等から県外大学等に進学した場合又は高等専門学校卒業者の場合は卒業した中学校等名を記入すること		
支援を申請する奨学金について	いずれか一つに○ (○) 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子) () 日本学生支援機構第二種奨学金(有利子) () 市町村の奨学金()		
	貸与総額	2,448,000 円	返還残額 1,332,800 円
	返還方法(選択して○を記載) (○) 月賦返還 月賦額(13,600) 円 () 月賦・半年賦併用返還 月賦額() 円 半年賦額() 円		
卒業大学等	上記奨学金の貸与を受けた期間に在学していた大学等を記載 名称(東京中央大学) 2015 年 3 月 卒業		
県外における就業実績について	就業先(〇〇〇株式会社) 所在地(東京都) 在職期間(2015 年 4 月 ~ 2024 年 8 月まで)		
就業予定分野	別表2「就業予定分野一覧」を参考にアルファベットを記入 分類(D) 職業名(決まっている場合)()		
Ｕターンの予定	(○) 単身でのＵターンを予定 () 世帯でのＵターンを予定		
Ｕターンを希望する理由	大学卒業後東京で働いていましたが、地元の良さを改めて感じ、Ｕターン転職を考えています。これまでの就業経験を活かし、県内製造業で技術者として働く予定です。		
☒ 私は、令和7年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の1-(8)の規定に該当する者ではありません(必須)。 ☒ 私は、令和7年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の6-(5)の規定に該当する場合の支援額の返還に同意します(必須)。 ☒ 助成候補者認定の審査に当たり、同一世帯員に係る住民基本台帳の情報や所得及び課税状況に関する公簿等の閲覧について同意します。又、申請者が市外に居住の場合は、申請者を扶養しているご家族等の住民票(謄本)や所得課税証明等を提出することに同意します(必須)。 ☒ 私は、山形県又は県内市町村がＵターン関係情報の提供にあたり、申請書記載の各事項を使用することに同意します(任意)。 ☒ 私は、山形県又は県内市町村のＵターン相談窓口等団体に情報提供することに同意します(任意)。			

↑ 同意する場合✓(裏面もご確認ください。)

(募集要項抜粋)

1－(8) 申請時点において、次に該当しない者

- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（※市町村が行う上乘せ支援を除く）
- ロ 既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業Uターン促進枠又は本事業Uターン促進枠の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
- ハ 山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業で既に助成対象者として支援を受けている者

6－(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

- イ 奨学金の返還が免除された場合(死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等)
- ロ 要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合
 - ①県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く）
 - ②自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合
 - ③会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む）

6－(5) 支援額の返還

6－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

助成対象分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～N に分類されないもの）

※ A～Nの各区分の関係業種には、各業種に関係するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。